

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	当別町子ども医療費助成受給者台帳	
行政機関等の名称	当別町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部保健福祉課福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、年齢、世帯主又は世帯員、保護者の氏名、続柄、個人番号（他の自治体の地方税関係情報の照会を行う場合のみ）、保護者の所得情報、健康保険情報	
記録範囲	医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ当別町の区域内に住所を有する世帯に属する子ども（生活保護受給者、ひとり親家庭等医療費受給者、重度心身障がい者医療費受給者、里親等に委託されている児童を除く。）	
記録情報の収集方法	本人または代理人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先	委託審査機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）当別町役場総務部総務課	
	（所在地）〒061-0233 北海道石狩郡当別町白樺町 58 番地 9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		